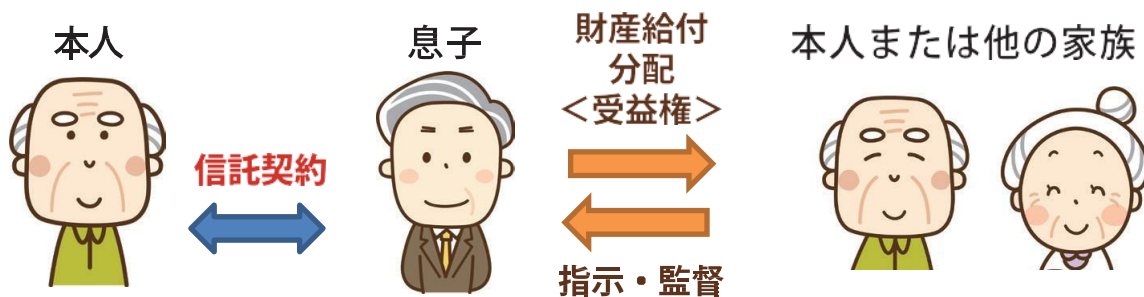


●民事信託とは？その仕組み

民事信託とは、資産の名義人が、契約や遺言によってご家族など信頼できる方にその財産の全部または一部を託し、財産を預かった方は、託された目的に従って、その財産の管理や修繕、売却を行う事ができる制度です。信託銀行などが行う「営利を目的とした業務」とは異なり、家族などの個人等が財産の管理を行う点が特徴です。



**解決策①**

例えば、民事信託契約で受託者を子や兄弟とし、先祖伝来の土地や自社株などの特定の財産を信託しておき、将来財産を引き継ぐ順番を妻、子、その後は兄弟姉妹などと順次指定し、資産が承継されるように契約しておきます。ご本人が亡くなり相続が発生後には、信託した特定の財産は相続財産には含まれないため、相続されることなく、契約でになります。



配偶者の家系や望まない相続人に指定した方に引き継がれること

**解決策②**

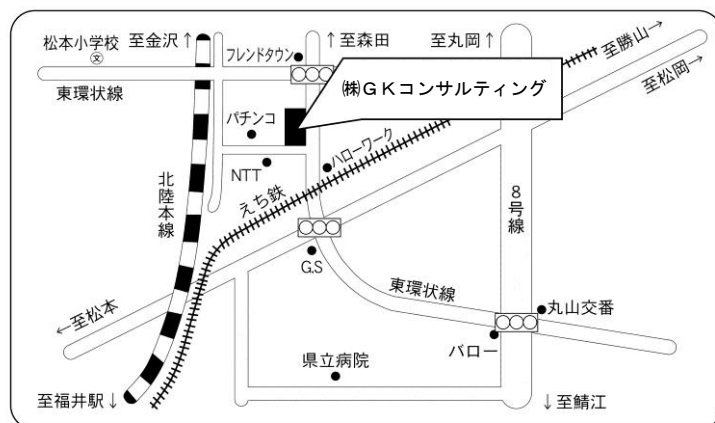
例えば、民事信託契約でアパートの信託上の所有者（受託者）を子とし、家賃はこれまで通りご本人（元々の所有者）が受取り、受託者（子）の判断で修繕や売却を出来るようにしてはいかがでしょうか。

**解決策③**

例えば、民事信託契約でご家族（受託者）に金銭を信託しておき、毎月一定額を受け取ったり、入院などで資金が必要な場合には、まとまった額を受け取れる様にしておくとどうでしょうか。

**解決窓口**

- 株式会社 GK コンサルティング  
福井市西開発1丁目2503番地1
  - 合同経営行政書士法人  
福井市開発2丁目710番地
- 電話 0776-57-2379  
FAX 0776-50-2826



# “民事信託”なら、こんなお悩み解決できるかもしれません

私たち夫婦には子どもはいませんが、妻に財産を遺した後は、**先祖代々の土地を自分の兄弟に**相続してもらいたい

⇒解決策①

自分が亡くなった後、子どもに財産を相続させたいけれど、**子どもの配偶者の家系**には財産を渡したくない

⇒解決策①

**アパート経営**をしているけれど、将来**修繕**する時や売却するときまで自分は元気だろうか。**認知症**になっていたらどうしよう?? ⇒解決策②

もしも**オレオレ詐欺**にあったらどうしよう? 将来が心配だし、**家族にお金の管理を任せたい**。何もしなくていいのだろうか? ⇒解決策③

民事信託という解決策もあります！民事信託は遺言や生前贈与、後見制度とならぶ資産承継の新しい手法です。詳しくは裏面をご覧ください。

